

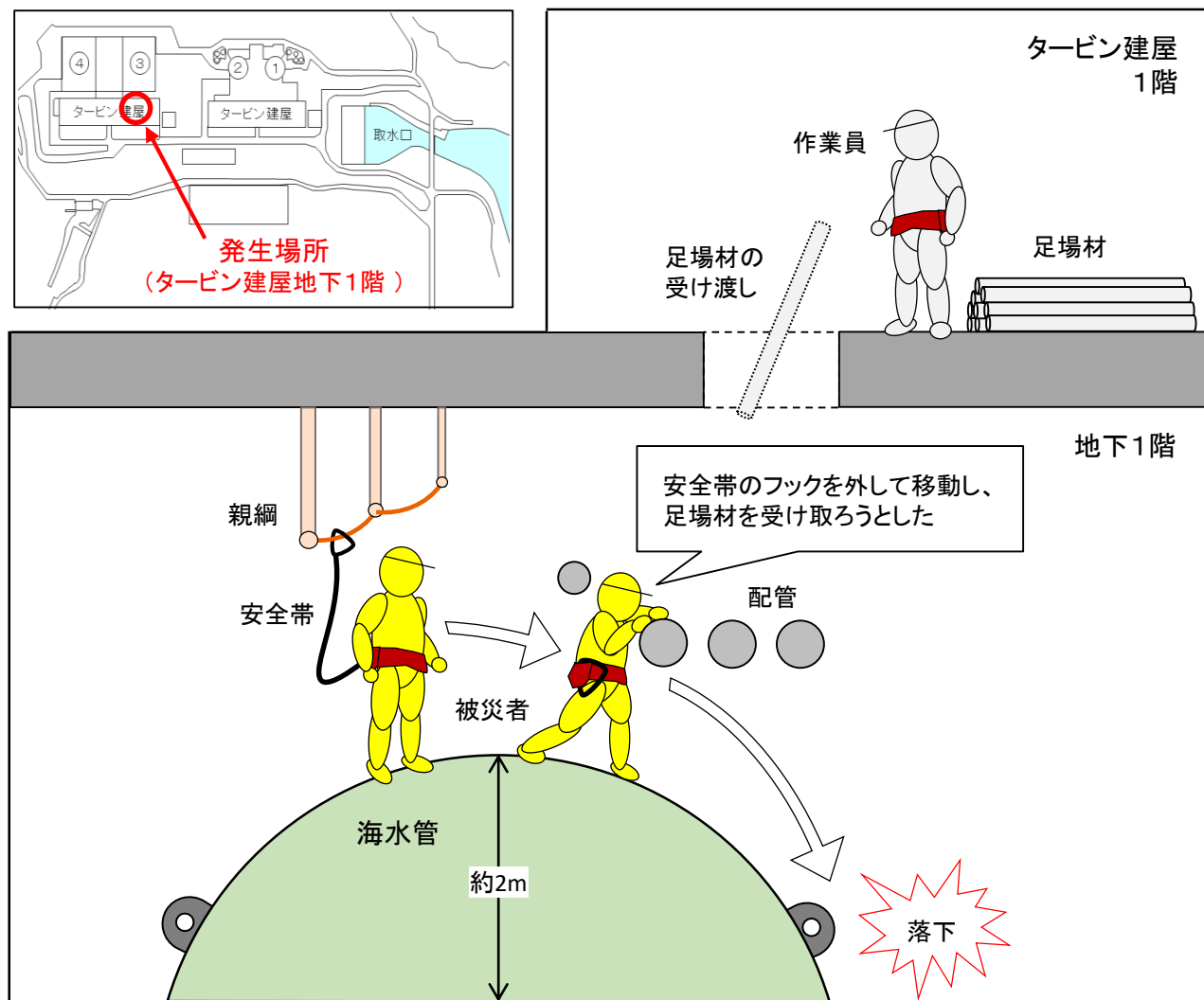
大飯発電所3号機 タービン建屋における協力会社作業員の負傷について

現場状況図

<発電所配置図>



<現場状況図（横断面図）>



推定原因

原因は、安全帯のフックを外して移動することが禁止されているにもかかわらず、足場材を受け取ろうと一時的に安全帯のフックを外して移動したため、落下したものと推定しました。

対 策

- 高所での移動時においても安全帯のフックは必ず懸架することを全作業員に周知しました。
- 当該作業員が原子力発電所での新規入構者であったことも踏まえ、作業当日に実施するTBM※後に、新規入構者と個別に作業の内容や注意点等を確認するなど相互確認を行うよう協力会社に周知しました。
- 新規入構者の教育として、今回発生した事例を含む重篤な労働災害の事例教育を新たに追加します。

※ToolBoxMeeting: 作業当日の着手前に、作業内容や手順、注意点等を作業グループ全員で確認する打合せ